対象となる方の状況	・障害者非課税の方 ・生活保護、または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付を受けられている方(受給証明書を窓口にてご提示ください) ・り災証明書(被害を受けた日から6ヶ月以内)をお持ちの方
証明書の使用目的	 ・(特別) 児童扶養手当の申請 ・公的年金等の申請 ・特別支援学校(養護学校)の就学奨励費申請 ・被爆者の申請 ・結核医療費公費負担申請 ・特別障害者手当申請